

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、同施行令(昭和22年政令第16号)、山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)、に定めるもののほか、本件の調達契約について、一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 公告日

令和8年10月20日

2 一般競争入札に付する事項

(1) 工事の名称

山梨県富士吉田合同庁舎氷蓄熱用ブラインチラー交換工事(明許)

(2) 工事場所

富士吉田市上吉田一丁目2-5

(3) 工事内容

- ・山梨県富士吉田合同庁舎氷蓄熱用ブラインチラー交換工事
- ・その他付帯工事

(4) 業務実施期間

契約日から令和9年8月31日(火)まで

3 入札に参加するために必要な資格

この公告で定める入札参加申請の提出期限の日から契約を締結する日までの期間((4)、(5)及び(7)にあっては、それぞれ当該(4)、(5)及び(7)に定める期間)に、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

なお、確認のための資料を求めない参加資格については、入札参加資格の申請を行った者は当該要件を満たすことを誓約したものとみなす。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当せず、かつ、同条第2項の規定による山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 山梨県公共事業ポータルサイト「有資格者名簿(管)」に登載されていること。
- (3) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託等の契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (4) 公告の日の6月前の日から契約を締結する日までの期間に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (5) 公告の日の2年前の日から契約を締結する日までの期間に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成26年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（令和3年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (8) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

4 入札参加資格の確認

入札参加者は、様式1の入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、提出した書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 確認申請書の提出期限

この入札説明書の交付を受けた日から令和8年10月30日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出すること。

ただし、郵送による提出の場合、令和8年10月30日（金）午後5時までに必着すること。

(2) 確認申請書の提出方法

確認申請書は、持参又は郵送により提出するものとする。

(3) 確認申請書の提出場所

山梨県福祉保健部富士・東部保健福祉事務所 総務スタッフ
〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田一丁目2-5
電話 0555-24-9032（直通）

(4) 確認申請書に誓約書（様式2）および受託実績書（参考様式1）を添付すること。

(5) 入札参加資格の確認結果

入札参加資格確認通知は行わない。入札参加資格の確認は、開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者について実施する。

(6) その他

ア 提出期限後の確認申請書等の差し替え、再提出は認めない。

イ 提出された確認申請書等は、県において公表及び無断使用はしない。

ウ 提出された確認申請書等は、返却しない。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格の確認の結果、入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

(1) 手続き

令和8年11月6日（金）午後4時までに富士・東部保健福祉事務所長あての書面（様式は任意）を4の（3）の場所に持参して行わなければならない。

6 入札説明書及び仕様書に関する質問書の受付、回答書の公表

(1) 質問の受付

質問事項がある場合は、質問事項を簡潔にまとめ、質問票（様式3）により、令和8年10月30日（金）午後5時までに、持参、郵送又は電子メールでのファイル添付により4の（3）の場所もしくは下記のメールアドレスに提出すること。

また、電子メールで提出する場合は、件名を「入札説明書等に関する質問」とし、送信後、4の（3）の連絡先に到着を確認すること。

メールアドレス：ft-hokenf@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 質問に対する回答書の公表

令和8年11月2日（月）までに山梨県福祉保健部富士・東部保健福祉事務所のホームページに掲載する。

ホームページ：https://www.pref.yamanashi.jp/ft-hokenf/

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 実施日 令和8年11月6日（金）

(2) 時間 午前10時00分

(3) 場所 山梨県富士吉田市上吉田一丁目2-5 富士吉田合同庁舎3階中会議室

(4) 入札及び改札の立ち会い

ア 入札及び改札の立ち会いについては、入札者又はその代理人をもって行う。

ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 代表者が出席する場合は、代表者の印を持参すること。代理人が出席する場合は、委任状（様式5）と当日出席する者の印鑑を持参すること。（委任状の受任者の印と当日出席し入札に参加する者の印が同じであること。）

8 入札方法等

(1) 入札参加者は、入札説明書、仕様書及び質問に対する回答を熟知の上、入札しなければならない。入札後、入札公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

また入札書は、様式4を使用すること。

(2) 現場説明会等

現場説明会及びヒアリングは行わない。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語によるものとし、入札金額は、日本国通貨によるものとする。

(4) 落札者決定にあたっては、入札書の記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（総合計金額）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札書の記載内容を訂正したときは、当該訂正箇所を押印しなければならない。

ただし、入札金額を訂正した入札書は無効となる。

(6) 代表者又はその代理人は、その提出した入札書の引替え、変更、取り消しをすることができない。

(7) 入札の回数は2回を限度とする。なお、再度入札の参加者が1名となった場合であっても原則として入札を執行する。

9 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

(1) 規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

(3) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を行う。

ただし、1回目の入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することはできない。

(4) 落札者が契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

(5) 落札者がいない場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約の協議を行う。

11 契約書の作成

別添契約書のとおり作成する。

12 入札保証金

免除とする。

ただし、落札者が契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、規則第120条の規定により、違約金を徴収するものとする。

13 契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納付しなければならない。

ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

14 違約金

規則第120条に該当する場合は、違約金を徴収する。

15 その他

- (1) 落札者が契約締結までの間に、3の入札参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件の入札に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 問合せ先 山梨県福祉保健部富士・東部保健福祉事務所（電話0555-24-9032）